

福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年9月20日)

【 件 名 】

■第3回家庭支援研究会の開催結果について

(福祉保健課)・・・別冊

■「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」第1回会議の開催結果について

(福祉保健課)・・・2

■デジタルを活用した認知症予防の取組について

(長寿社会課)・・・4

■新型コロナウイルス感染症陽性者に係る個人情報漏えいについて

(中部総合事務所倉吉保健所)・・・5

■新型コロナウイルス感染症のPCR検査結果の委託事業者からの報告誤り、今後の対応等について

(西部総合事務所県民福祉局・米子保健所)・・・別冊

■結核患者の接触者に対する健康診断対象者氏名等の漏洩と対応等について

(西部総合事務所米子保健所)・・・6

福 祉 保 健 部

「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」第1回会議の開催結果について

令和4年9月20日
福祉保健課

孤独・孤立の問題について、行政、民間支援機関等、多様な主体が幅広く参画し、官民一体で取組を推進するため、「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を創設し、第1回会議を開催しましたので、概要を報告します。

1 開催日 令和4年9月14日（水）午前11時～12時

2 出席者 行政、社会福祉法人、民間支援機関等 計23名（次ページのとおり）

3 次第 資料説明（国の動き、県の取組状況等）、意見交換

4 構成機関からの主な意見

- 専門的な資格を持つ等、的確な支援をコーディネートできる人材育成が必要。（NPO法人鳥取青少年ピアサポート）
- 誰に相談して良いのか分からない、自分が住んでいる近所の窓口には知り合いがいて相談しにくいといった方がいる。様々な相談の入口の窓口として、県の相談窓口が必要。（NPO法人ワーカーズコープさんいんみらい事業所）
- プラットフォームを県民全体に知っていただく広報が必要。（社会福祉法人鳥取いのちの電話）
- 一つの家庭でも生活困窮、子育ての悩み、自身の体調の問題など、複合的な悩みがあり、民間支援機関と行政が関係づくりを進めることで、支援がスムーズに行えるようになることを期待。（一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会）
- 施設を退所した方など、孤独・孤立に陥りやすい方の実態について、様々な方面から把握することが必要。（鳥取県児童福祉入所施設協議会）
- 複数の問題を抱える相談者の支援については、関係機関同士の連携が肝であるが、いかに個人情報を守りながら複数の関係機関が関わっていけるか、その環境づくりが重要。（日本司法支援センター鳥取地方事務所（法テラス鳥取））
- 住民に身近な市町村において、孤独・孤立の情報を早くキャッチして対応するため、民生委員、介護医療関係者、プラットフォーム構成機関等、連携をさらに進めていくことが必要。（鳥取県市長会（境港市））
- 一人っ子が親の介護と仕事を両立させることで問題を抱えていても、家族のことだからと家族の中にとどめておきたい、またどこに相談して良いか分からないという声もある。ヤングケアラーも同様であり、教育現場において、困ったらどこに連絡したら良いか、18歳までの子どもに伝えてほしい。（N. K. C ナーシングコアコーポレーション合同会社）

5 今後の取組予定

構成機関からの御意見も踏まえ、以下の取組を実施していく。

(1) 試行的事業の実施

- 国事業を活用し、試行的な事業を実施する。※今後、国のコンサルタントの助言も得ながら実施
 - ・孤独・孤立に関するアンケート調査
県内の状況を調査・分析し、実態を把握した上で対策立案等につなげる。
 - ・広報ツールの作成
孤独・孤立総合案内ページ等を記載した広報ツールを作成・配布し、支援機関につなげる。

(2) 孤独・孤立対策に取り組むNPO法人等を支援

ふるさと納税による県内活動団体への寄附金「ギフ鳥」を活用してNPO法人等を支援する。

(3) プラットフォーム第2回会議

令和5年度実施事業の予算化に向けた意見交換を実施する。

(4) 広報ツールを使った啓発活動、情報発信等

取組事例研究会、構成機関における広報物配布や一元的なホームページの作成を行う。

(5) 相談窓口の充実

県「家族まるごと相談窓口」を孤独・孤立問題にも対応する窓口とし、対応時間の拡充や各支援機関と連携した対応等を実施する。

(6) 「鳥取県障がい者、高齢者及び介護者等の孤独・孤立を防ぎ、誰一人取り残さない社会づくり条例（仮称）」の検討を行う。

「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」第1回会議

出席者

区分	団体名	所属・職氏名	
民間支援機関等	NPO 法人鳥取青少年ピアサポート	事務局長 (ひきこもりコーディネーター) 山本 隆義	
	N.K.C ナーシングコアコーポレーション合同会社	代表 神戸 貴子	
	NPO 法人ワーカーズコープさんいんみらい事業所	所長 株本 俊夫	
	社会福祉法人鳥取いのちの電話	事務局次長 伊藤 邦子	
	鳥取県地域生活定着支援センター	相談支援員 竹内 聡	
	一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会	理事長 井田 智子	
	鳥取県民生児童委員協議会	副会長 松田 吉正	
	鳥取県児童福祉入所施設協議会	会長 吉田 裕治	
	鳥取県居住支援協議会	副会長 森岡 健一郎	
	鳥取県弁護士会	副会長 弁護士 山田 啓	
	日本司法支援センター鳥取地方事務所 (法テラス鳥取)	事務局長 高橋 秀明	
	鳥取県商工会議所連合会	事務局長 林 浩志	
社会福祉法人	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	地域福祉部生活福祉資金室長兼地域福祉部副部長 川瀬 亮彦	
行政	鳥取県市長会 (境港市)	境港市長 伊達 憲太郎	
	鳥取県町村会 (湯梨浜町)	湯梨浜町長 宮脇 正道	
	鳥取市 (市プラットフォーム担当所属)	総務部人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘	
	鳥取県教育委員会	教育長 足羽 英樹	
	鳥取県	知事 平井 伸治	
	事務局		統轄監 池上 祥子
			福祉保健部長 中西 眞治
		福祉保健部ささえあい福祉局副局長 明場 達朗	
		福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課地域福祉推進室長 八本 晃一	
	福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課地域福祉推進室 課長補佐 中村 礼		

デジタルを活用した認知症予防の取組について

令和4年9月20日
長寿社会課

コロナ禍においても、高齢者に自宅で気軽に認知症予防に取り組んでいただくことを目的に、オンデマンド・ライブ配信によるオンライン認知症予防教室を実施します。

また、高齢者への認知症予防啓発を強化するため、スマートフォン保有率の高い団塊世代を中心にプッシュ型で啓発情報を発信し、SNSを活用した啓発・情報発信を開始します。

【事業概要】

1 オンラインを活用した認知症予防教室

- (1) 対象者 県内在住の65歳以上の方
- (2) 期間 令和4年9月30日(金)開始、翌年3月までの6か月間
- (3) 内容 スマホ、パソコン、タブレット等で視聴可能な「運動」「知的活動」のプログラムをオンデマンド配信(いつでも何回でも視聴可能)及びライブ配信(講師指導あり、月2回)
- (4) 申込方法 電話・メール・FAX・郵送・持参

ビデオ配信(週2回、月・木曜日)

いつでもどこでも繰り返し実践できます！



テレビにつなげると大画面で視聴可能！

ライブ配信(第2・第4金曜日)

講師が直接指導してくれます！



※ZOOMシステムを使います！

一回のプログラムは約30分。短時間のため、誰でも飽きずに実施できます。
(下記はプログラムの一例)

筋トレプログラム 8分



音楽プログラム 7分



美術プログラム 15分



2 長寿社会課公式アカウント「鳥取県-脳とからだの健康LINE」

- (1) 鳥取大学浦上教授の監修により、認知症に関する情報配信
 - ・認知症になりやすい生活習慣危険度チェック
 - ・認知症に関する基礎情報
- (2) 健康政策課と連携した相談先等の周知
 - ・認知症相談機関(包括、病院、コールセンター)に関する情報提供
 - ・がん、引きこもり等に関する相談窓口の情報提供
 - ・あるくと健康! うごく元気! キャンペーンの情報提供 など



新型コロナウイルス感染症陽性者に係る個人情報漏えいについて

令和4年9月20日
中部総合事務所倉吉保健所

倉吉保健所では、新型コロナウイルス感染症の陽性者に係る行動歴などを聞取りする際に、陽性者の職場に連絡をすることがあります。この度、聞取り表に記載された職場に電話をして、陽性者の行動をお聞きしようとして名前を告げたところ、その陽性者が勤務しておらず、個人情報の漏えいが判明しましたので、ご報告します。

今後、同様の事案が起きないように再発防止策を講じて、個人情報の適切な管理に努めます。

1 事案の概要

- (1) 事案発生所属
中部総合事務所 倉吉保健所健康支援総務課
- (2) 漏えいした情報
倉吉保健所管内の新型コロナウイルス感染症陽性者1名の名前
- (3) 漏えいした日
令和4年8月23日（火）
- (4) 発覚の経緯
聞取り担当者が陽性者（A）の職場に電話をした当日には、その職場で複数の陽性者（B）（C）の発生があり、このたびの陽性者（A）についても併せて聞き取りをしようとしたところ、そのような名前の職員は勤務していないとのご指摘があり、誤った職場と判明したものと。
- (5) 原因
陽性者聞取り表を作成した際、ひな形を用いて、聞き取った内容を新たに入力していく方式をとった。その際、職場名を聞き間違えて入力してしまったもの。
- (6) 対応状況
8月23日（火）に、陽性者ご本人及び誤って電話をした職場に経緯を説明して謝罪し、今後の再発防止に努めることをお伝えした。

2 再発防止策

- ・陽性者から聞き取った内容に誤りがないか、聞き取った職員が陽性者に再確認するよう、業務マニュアルに追記した。
- ・本業務に従事する職員に対して本事案を周知し、業務マニュアルを徹底するとともに、改めて個人情報の適正な取扱いを行うよう注意喚起を行った。

結核患者の接触者に対する健康診断対象者氏名等の漏洩と対応等について

令和4年9月20日
西部総合事務所米子保健所

結核患者の接触者に対する健康診断（以下「接触者健診」）対象者に受診券を発行する際に、受診券の裏面に別の健診対象者の情報を印字して送付する事案が発生しましたので、その概要と対応について報告します。

1 事案の概要

結核患者の接触者健診対象者（Aさん）の受診券裏面を作成する際、誤ってBさんの情報を裏面に印刷し送付した。

※接触者健診とは、結核患者の接触者を対象に健診を実施するもので、今回はAさん及びBさんを含む21名に送付。なおAさんとBさんは同じ職場に勤務されている。

(1) 事実判明日

令和4年9月8日（木）午後5時頃

(2) 発覚の経緯

○9月8日（木）午後5時頃 Aさんから「郵送で届いた受診券の裏面の内容が、同じ職場の別の人（Bさん）の内容になっている。」と連絡があった。

○施行文書の写しを確認したところ、Aさんに発行した受診券の裏面に接触者健診対象者（Bさん）の受診券裏面情報が印字されていた。（同日施行した他の文書に間違いはなかった。）

(3) 流出した個人情報

接触者健診対象者（Bさん）の生年月日、住所、健診受診医療機関名

(4) 原因等

- ・接触者健診受診券は、個人情報を引用して片面ずつ印刷したものを手作業で両面印刷して作成している。今回健診対象者が21名と多く、複数の受診券を同時に印刷処理しており、裏面印刷する内容を間違っただけで気づかず両面印刷した。
- ・その後のチェックの際にも、表面のみ確認し裏面まで確認ができていなかった。

(5) 当所の対応

- ・9月8日（木）にAさんへ、9月10日（土）にBさんへ経緯を説明して謝罪し、今後の再発防止に努めることをお伝えして了解を得た。

2 再発防止策

再発防止の対策として、次の対応を実施します。

- ・受診券の表面と裏面を作成する際は、同じ個人情報を引用して両面を一度に印刷できるようなプログラムを改修する。
- ・受診券発行時、両面の印刷情報について複数回確認することを徹底する。
（担当者印刷時、文書管理主任確認時、文書発送時）
- ・事案の概要について所属職員に周知し、個人情報に係る適切な取り扱いについても周知徹底した。